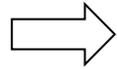


# 資金循環型修学資金の義務年限と後期研修について(案)

## ◇基本的な義務年限

在学期間						初期研修期間		義務年限期間										
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年目	2年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	

在学中は、500万円/年 を6年間借り入れる  
⇒ 修学資金は3,000万円

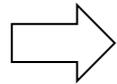


義務年限中の10年間は、勤務先である自治体病院(診療所)が、300万円/年 を修学資金管理団体に支払う。  
⇒ 支払総額は3,000万円

## ◇特定診療科の義務年限

在学期間						初期研修期間		義務年限期間							
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年目	2年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目

在学中は、500万円/年 を6年間借り入れる  
⇒ 修学資金は3,000万円



義務年限中の8年間は、勤務先である自治体病院(診療所)が、375万円/年 を修学資金管理団体に支払う。  
⇒ 支払総額は3,000万円

小児科・産科・麻酔科等の特定診療科は、義務年限を8年 →1か年の負担額375万円

平成26年5月に日本専門医機構が設立され、新たな専門医制度が平成29年度から始まるが、総合診療科を含めプログラムの整備基準が確定していないことから、モデルプログラムが示されておらず、専門医取得に研修期間が何年必要なのか不明な状況である(概ね3年程度と言われている)。

⇒ 専門医研修プログラムを修練する場合のみ、後期研修期間を義務年限に算入することとし、期間を3年と想定し検討している。